

令和5年5月10日	資料
R5第1回茨城県感染症対策連携協議会	3

## 茨城県感染症対策連携協議会の専門部会の設置について

茨城県感染症対策連携協議会設置要綱第7条に基づき、下記のとおり3つの専門部会を設置したい。

### 1. 計画策定部会

#### (1) 設置目的

医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき、今年度策定する「第8次茨城県保健医療計画（以下、第8次計画という）」では、現行の5疾病・5事業・在宅医療に加え、「新興感染症等への対応」を追加されるとともに、各疾病・事業に「感染症の発生・まん延時に必要な体制の整備」が追加となったことから、第8次計画への記載内容等について議論する。

あわせて、令和4年12月に成立した改正感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第114号）に基づき、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、県や水戸市が定める予防計画への記載内容について議論するため、専門部会を設置する。

#### (2) 部会委員

委員長及び事務局に一任頂きたい

#### (3) 事務局

保健医療部感染症対策課

### 2. 麻しん風しん等対策部会

#### (1) 設置目的

令和5年4月に本県で4年振りに麻しん陽性患者が確認されたことを踏まえ、本県における麻しん及び風しんの発生動向、定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例の把握に関すること、麻しん及び風しん対策の進捗状況の評価に関すること、などについて議論するため、専門部会を設置する。

(2) 部会委員  
委員長及び事務局に一任頂きたい

(3) 事務局  
保健医療部感染症対策課

### 3. 感染症発生動向調査部会

(1) 設置目的  
感染症発生動向調査に係る情報・病原体の解析及び評価、効果的・効率的な運用を図るため、専門部会を設置する。

(2) 部会委員  
これまで設置していた感染症対策委員会感染症発生動向調査部会を踏襲したい

(3) 事務局  
衛生研究所

#### (参考) 感染症対策委員会感染症発生動向調査部会 委員名簿

区分	氏名	役職等
疫学の専門家	山岸 拓也	国立感染症研究所薬剤耐性研究センター第4室室長
感染症の専門家	喜安 嘉彦	国立大学法人筑波大学 医学医療系臨床医学域感染症内科学
小児科定点の代表	須磨崎 亮	茨城県立こども病院 名誉院長
	石井 翔	茨城県立こども病院 小児感染症科
インフルエンザ定点の代表	橋本 幾太	茨城県立中央病院 呼吸器内科部長 感染制御部長
基幹定点の代表	鈴木 貴弘	日立総合病院 検査技術科主任 臨床検査技師
	湯原 里美	茨城県厚生連総合病院土浦協同病院 感染管理認定看護師
保健所の代表	土井 幹雄	水戸市保健所 所長
	入江 ふじこ	土浦保健所 所長